

患者等搬送事業者（民間事業者）について

柏原羽曳野藤寺消防組合では、「救急車を呼ぶほどでもないが、ストレッチャーや車椅子に乗ったままの状態で行きたい」といった場合に、市民の皆さんが安心・安全に利用していただくために、一定要件を満たした民間事業者を患者等搬送事業者として認定しています。（利用は有料）

認定された患者等搬送用自動車には、応急手当や搬送法についての講習を修了した乗務員が乗車しており、応急手当を行うために必要な資器材を積載しています。

詳しいサービス内容や費用などは、直接各事業所にお問い合わせください。

認定事業所名	所在地	電話番号
近鉄タクシー(株) 南大阪総合営業所	羽曳野市西浦1181番地	072-957-8171
介護タクシーゆう	柏原市平野1-12-37 イングラントアヴェニュー1番館202号	072-920-7910
大阪第一介護タクシー	藤井寺市沢田4-8-67	072-952-0119
合同会社 三喜	藤井寺市梅が園町20-6	072-931-0106
合同会社まごころケアサービス	羽曳野市島泉2-8-29	072-954-4188

柏原羽曳野藤井寺消防組合では一定の要件を満たしている事業所を「患者等搬送事業者」としてしています。

認定基準（概要）

1 搬送用自動車の構造及び設備

患者等（寝たきりの人、傷病人等）を搬送するために、

- (1) ストレッチャー又は車椅子等を確実に固定できる構造であること。
- (2) 携帯電話等緊急連絡に必要な機器を設置していること。
- (3) 十分な緩衝装置を有すること。

2 応急手当に必要な資器材等を備えていること。

3 乗務員は18歳以上の者で、適任証の交付を受けていること。

※適任証とは、患者等を搬送するために必要となる、搬送法や基礎的な応急手当に関する講習を修了した者やこれと同程度以上の知識及び技術を有すると認められる者（看護師、救急救命士など）に対して交付しているものです。